2　設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

第七十九条の三第一項及び第二項中「第四十一条第五項本文」を「第四十一条第四項本文」に改める。

第八十六条第一項中「第六十一条に規定する」を削る。

第八十七条第一項中「第六十七条第一項」を「第六十六条の二第一項」に改め、同条第二項中「第六十七条第三項」を「第六十六条の二第三項」に改める。

第八章中第八十七条の次に次の一条を加える。

（設立団体の数の変更に伴う措置の特例）

第八十七条の二　前二条の規定は、第八条第二項の規定により公営企業型地方独立行政法人の設立団体の数を増加させる定款の変更を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十六条第一項	第六十六条第一項	第六十六条の四第一項
成立の日		加入設立団体の加入日
前条第一項	第六十六条の二第一項	第六十六条の四第二項において準用する第六十六条の二第一項
設立団体		加入設立団体
前条第二項	第六十六条第一項	第六十六条の四第一項
	第六十六条の二第三項	同条第二項において準用する第六十六条の二第三項

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二　申請等関係事務処理法人に関する特例

第一節　設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例

（設立団体申請等関係事務の処理に関する特例）

第八十七条の三　地方独立行政法人で第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うもの（以下「申請等関係事務処理法人」という。）は、設立団体の申請等関係事務のうち定款で定めるもの（以下「設立団体申請等関係事務」という。）を当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関の名において処理することができる。

2　前項の規定により申請等関係事務処理法人が設立団体申請等関係事務を処理する場合には、申請等関係事務処理法人を当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関と、申請等関係事務処理法人の役員及び職員を当該設立団体の職員とそれぞれみなして、当該設立団体による設立団体申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに当該設立団体の条例及び規則の規定が適用されるものとする。この場合において、第八十七条の六第二項に定めるもののほか、これらの法令並びに当該設立団体の条例及び規則の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令（条例又は規則にあっては、それぞれ条例又は規則）で定める。

（申請等関係事務処理法人の効力）

第八十七条の四　前条の規定により申請等関係事務処理法人が当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関の名において処理した設立団体申請等関係事務は、当該設立団体の長その他の執行機関が処理したものとしての効力を有する。

（他業の禁止）

第八十七条の五　申請等関係事務処理法人は、第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

（料金に関する特例）

第八十七条の六　申請等関係事務処理法人は、第八十七条の三第二項の規定により適用する地方自治法第二百二十七条の規定により徴収する手数料（次項において「設立団体申請等関係事務手数料」という。）のほか、設立団体申請等関係事務に関して料金を徴収することができない。

2　設立団体申請等関係事務手数料は、設立団体の条例で定めるところにより、設立団体の歳入としないで申請等関係事務処理法人の収入とすることができる。

（中期目標等に関する規定の適用除外）

第八十七条の七　第三章第二節並びに第四十条第一項ただし書及び第三項の規定は、申請等関係事務処理法人には、適用しない。

（年度目標）

第八十七条の八　設立団体の長は、申請等関係事務処理法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標（以下この節において「年度目標」という。）を定め、当該年度目標を当該申請等関係事務処理法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該年度目標を変更したときも、同様とする。

2　年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一　第八十七条の三の規定により申請等関係事務処理法人が行う業務及びこれに附帯する業務（以下「設立団体申請等関係事務処理業務」という。）の質の向上に関する事項

二　設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項

三　財務内容の改善に関する事項

四　その他設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項

3　年度目標には、前項各号に掲げる事項に関し中長期的な観点から参考となるべき事項についても記載するものとする。

4　設立団体の長は、年度目標を定め、又は当該年度目標を変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（事業計画）

第八十七条の九　申請等関係事務処理法人は、各事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、年度目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該年度目標を達成するための計画（以下この条において「事業計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2　申請等関係事務処理法人の最初の事業年度の事業計画に関する前項の規定の適用については、同項中「各事業年度」とあるのは「その成立後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

3　事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　設立団体申請等関係事務処理業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二　設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四　短期借入金の限度額

五　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六　前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七　その他設立団体の規則で定める設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項